

兒童福祉法における保育所の意義

厚生省保育課 副 島 ハ マ

兒童福祉法が公布されてから

御存じのように、兒童福祉法は新憲法により開かれた第一回の國會を通過し、昭和二十三年一月一日公布されたので去年の元日、私は代用の雑煮を祝いながら「全國の保育所の保母さん方！ お芽出度うございます」「全國の保育所の子供さんたち！ お芽出度う」と、心の中で叫んだのですが、同じような心持の方が、幾人いらしたでしょうか。その後保育所の保母さん方は、保母資格認定講習會などにより、兒童福祉法も充分御理解になつていましょうから、滿一周年目の元日には澤山の方の「お芽出度う。しつかりやりましょう」が、方々でこだまされたことだろうと思ひます。

社會事業法の託兒所と兒童福祉法の保育所

從來託兒所は、社會事業法の第一條「本法ハ左ニ掲グル社會事業ニ之ヲ適用ス」の第二項に「育兒院、託兒所其ノ他兒童保護ヲ爲ス事業」と云うのがあつて、單に社會事業法中の兒童保護事業として認められていたのであります。それが

あらたに兒童福祉法の中に入れられましたことにより、名稱が變えられたと云うばかりでなく、その性質に變つたところがあると思ひます。

兒童福祉法と云う法律は、その第一章總則の第一條にあるように「すべて國民は、兒童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努めなければならぬ。すべて兒童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならぬ」と云う建前から出來た法律でありまして、國中の兒童(胎兒、乳兒、幼兒、少年等、十八歳未満の兒童全部を含む)の幸福な生活の保障を目的として編まれたものであります。

すなわち、これは最初の言葉にあるように、すべて國民が……」兒童福祉のために「努力しなければならぬ」のであつて、この法律は、國民の義務として規定され、兒童の幸福に生きる權利を裏づけしています。そしてこの言葉は又兒童福祉施設の一つである保育所に對しても、國民全體の協力が道德的義務として強調されているとも解されましよう。

社會事業法、生活保護法時代の託兒所は、經濟的に最低生活の家庭、又特別の事情のある家庭の子供の爲の特殊な施設

でありました。然し、児童福祉法では、第一條第二項にあるように「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならぬ」との根本精神から出て法第二十四條にありますように「保護者の労働、又は疾病等の事由により、その監護すべき乳兒又は幼児の保育に缺けるところがある」と認めるときは、その乳兒又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならぬ」のであります。即ち家庭で母親や保護者に見て貰うことの出来ない乳幼児が保育所の第一の對象であります。と同時に現在の我が國では全國中の幼児が凡て幸福な環境に置かれてゐるとは申せない状態であることも考慮に入れておきます。時間的にも精神的にも幼児を指導する餘裕を持たない母親が、何と思ふことでしょうか。これが現在社會が保育所を要求してゐる理由でもあると思われまゝ。

児童福祉施設中の保育所

児童福祉施設には、助産施設、孤兒院、母子寮、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設、教護院など、主として問題の児童を保護することが目的となつてゐるものが多いのです。然しその中の保育所と児童厚生施設（児童遊園、児童館）の二つの施設は、児童の心身を共に健やかに育てるために、積極的な意味をもつ施設であります。

考えますのに、戦後の社會的混亂によつて、児童は重壓され、戦災孤兒、引揚孤兒、浮浪兒などが發生し、青少年の不良化、犯罪の年齢低下等、有識者が非常に憂うる所でありま

す。終戦後、四年目に至る今日に至つても、未だ是等の問題は解消されず、孤兒でない新らしい浮浪兒が發生しつゝあることや、不良少年團の中に七歳の幼児がまぢつてゐるという事です。こうした状態下、もつと積極的に児童に健全な遊びを興えて、その健康を増進し、情操をゆたかにするために指導し、惡の道に走るすきがないようにすることを望ましいのであります。殊に幼児時代の重要性を考え合はせますと、保育所の意義は一層大きいのであります。

幼児時代の重要性

昔から「三つ子の魂、百まで」と云う諺や、ヂェスイツト派の僧侶の教育信條の「子供の六歳までを託せよ。然らば彼の一生を支配することが出来るであらう」と云う言葉などによつてもうかゞわれ、又保母の皆さまは御體験によつてよく御存じのように、幼児時代こそ一生涯中一番大切な時期であるのであります。この時期にしっかりとつくり上げた人格基礎をこしらえてやつて、彼らが將來闊達つた人生を歩まめよう、又平和、民主、自由、文化を標榜してゐる國民としてふさわしい生涯を送れるように、立派な性格の基礎を作つてやらねばなりません。その意味で、保育所こそ現在の我が國に一番大切な児童福祉事業であるとさえ思われるのです。殊に保護者の労働又は疾病の理由で保育に缺けるところがあると認められる乳幼児を、そのまま放任して置くことば、由々しい問題であつて、國家の將來に影響する所が大きいことです。

幼児の環境問題

戦前であれば、環境について、左程まで問題にしなくてもよかつたかも知れません。然し、現在幼児の環境は、保育上餘りにも好ましくないのではないでしようか。一體環境と云いますと、幼児の友達、先生、家族、社會、玩具、遊具、家の状態、保育施設など、凡てのものが含まれるのであります。現在ではそれ等の凡てが幼児達のためによくないことだらけであります。而かも幼児は、その環境に影響されるのが實に甚しくて、環境に支配され、非常によくなる場合もある一方、取り返しのつかなくなる場合もあります。

それで保育さん方は幼児たちが保育所でよき環境の中に過せるように氣を配つて頂くと共に、家庭その他の環境も幼児の成長に適わしい環境になるように努力されなくてはなりません。

幼児達の個性の完全な指導は、各幼児の環境をよくすること以外にはあり得ないと云つても過言であります。幾ら保育さんが保育内容に力こぶを入れても、家庭の協力がなければ、何の効果もないばかりでなく、或場合には、智識と實行とが別々に發達して二重人格を作ることさえあります。

又保育所における保育の數は、一生涯の幾十分の一にも劣らないのです。ですから母親を指導しなければ、保育所の爲に流した汗は水の泡です。

各家庭を訪問して、その子の性格の傾向のよつて來る原因

をつきとめ、母親に子女教育の關心をもたせ、出來れば、母親を中心に近所の母親がクラブを造り、子女教育の研究をするように指導するなど、環境問題について大いに努力することも必要になります。

保育所の意義

一般的に云つて保育所に子供を出しているお母さま方の中には、子供達を愛すると云う點では他に劣らなくても、教育に對する關心とか、智識の點では、幾分立ち遅れて居られる方もありますから、その點も考えて保育所の社會的機能を充分果したいと思ひます。

更に最後につけ加へたいことは、保育所は幼児の「心身ともに健やかに育成される」(法、第一條第一項)ためにあるものであります。大人のために存在するものでないと云う事柄です。戦時中は大人の生産増強のために、手足まといの乳幼児を受託する戦時託児所と云うのがありましたが、現在の保育所は「すべて兒童のため」という立場から存在するものです。幼児の立場から、最も理想的な保育が行われなくてはなりません。